

J.R. コモンズの貨幣制度説とその射程 ——B. テレのコモンズ解釈を中心に——

坂口 明義

J.R. コモンズは『制度経済学』(Commons [1934])の第9章「将来性」(以下「将来性」章)において、当時の支配的な貨幣形態を信用貨幣と見なしたうえで、内生的貨幣供給のメカニズムを分析し、市場経済システム安定のための金融政策について提言を行っている。現代信用システムの機能を研究する者にとって、そのリアリスティックな分析は大いに魅力的である。しかし、「支払共同体」への言及に見られるように、コモンズの定式化においては貨幣の社会的な機能が考慮されている。この側面を検討しなければ、「将来性」章の理論的射程は十分に理解しえないであろう。実際コモンズ自身は、マクラウドの信用経済論とクナップの支払共同体論の影響を受けた自らの見解を貨幣制度説(Institutional Theory of Money; 以下ITM)と呼んでいる。また、Aglietta/Oréan [1998]の共著者の1人であるB. テレは、貨幣を「全体的な社会的事実」としてとらえ「生の債務」仮説を支持する立場から、コモンズが貨幣と主権の関連という問題に取り組んでいたことにわれわれの注意を促している。

翻ってわが国の先行研究を見るならば、流通手段としての貨幣の必然性や起源を問題にする経済学的な議論が盛んであり、貨幣の起源が話題になるとき(「交換か贈与か」)などに稀に人類学の研究が引き合いに出されてきた。これに対してITMは、資本主義的市場システムにおける貨幣を「共同体」や「強制力」という用語を用いて考察しようとするものであり、貨幣を

全体的な社会的事実として実証的に分析することを志向している。このとき重視される貨幣機能は支払手段機能である。日本の多くの研究者はこのような議論に慣れていないため、コモンズのITMを理解することが必ずしも容易でないと思われる。

本稿の目的は、コモンズの貨幣論への接近をより容易にすることに貢献することであり、そのために、「将来性」章からITMの理論的諸要素を拾い集め整理するとともに、コモンズのITMからどのような議論を展開できるかをテレの一連の論文に探ることとしたい。Iでは、コモンズの資本主義分析の中で貨幣がどのように扱われているかを説明する。IIでは、クナップ解釈に基づくコモンズのITMの内容を明らかにし、それを主権貨幣論(Sovereign Theory of Money; 以下STM)と関連づける。IIIでは、テレがITMに基づいてどのような議論を展開しているかを見ていく。最後にまとめを行う。

I. 資本主義的市場システム、取引、貨幣

コモンズは支払手段機能の側面から貨幣を「制度」とする。貨幣は「諸個人による債務の創造、譲渡、解消のための集団的道具」(Commons [1934] p.278)とされる。そして貨幣形態については、信用貨幣(credit money)を支配的な貨幣形態とし、彼の時代は「金属貨幣も紙幣もともに商業銀行による「引き落とし

貨幣 (debit money)」に従属している文明段階」(ibid., p.597)にあるとしている。ここで引き落とし貨幣とは、中央銀行制度と兌換停止を前提とする預金通貨 (要求払預金) のことであり、金属貨幣は引き落とし貨幣と政府紙幣によって既に駆逐されているとされる。

コモنزの信用貨幣論を理解するには、コモنز経済学のキーワードである「(研究単位としての)取引」と「集団的行動」についてまず簡単に触れておく必要がある。自由意志による経済活動 (経済的自由) が許されるのは、法と社会規範 (ワーキングルール) を遵守する限りのことである。所有対象の評価が関わる「経済」と人間の評価が関わる「政治」とは区別されるべきであるが、意志的な行動に基づく経済的な社会関係である「取引」には経済と政治の両側面がある。「取引」には法や社会規範による社会的正当性の付与が必要であり、したがって法や社会規範を提供する「集団的行動」が前提とされる。

次に、資本主義的市場システムにおける「取引」に関するコモنزの概念を、マルクスによる資本循環の定式化を利用してまとめておきたい。貨幣資本循環に利子生み資本を考慮すると次のような定式が得られる (ただし、G: 貨幣、W: 商品、Pm: 生産手段、A: 労働力、P: 生産過程、W': 価値増殖した商品、G': 価値増殖した貨幣) :

$$G - G - W \leftarrow \begin{matrix} Pm \\ A \end{matrix} \dots P \dots W' - G' - G'$$

G - G は債務形成、G' - G' は債務返済を示す。資本の運動は信用関係によって包摂され、待忍とリスク引き受けにより二重の貨幣前貸と二重の貨幣還流が実現される。実線の流れは信用市場および商品市場 (財市場と労働力市場) における「売買交渉取引 (bargaining transaction)」を通じて、点線の流れは生産過程の「管理取引

(managerial transaction)」を通じて実現される (国家と民間の間の「割当取引」についてはここでは省略)。「取引」は、取引対象の所有権 (①) と価値評価 (②) が社会的に正当化されることによって可能となる。

①社会的に正当な所有権についてコモنزは、「有体 (corporeal) 財産」「無体 (incorporeal) 財産」「無形 (intangible) 財産」を区別する。法的な財産概念が「有体財産」(通常有形財) 以外に拡張されたことが資本主義を可能にした、というのがコモنزの強調点である。生産過程においてサービス機能を果たす「擬制商品」(労働力、土地、貨幣 [2番目のG]) 等が「無形財産」と、そして信用供与者の債権 (最初のGの前貸) が「無体財産」と法的に規定されることによって、取引の連鎖を通じた資本の運動が可能になる。

②取引が意思的な関係である以上、個々の取引の結果としての評価はそれ自体として正当である。ただし (超個人的という意味で) 客観的な評価には価格が必要であり、価格は社会的に通用する物量単位と貨幣単位を前提とする。現実には取引対象の価値は名目価値として表されるよりほかに、名目価値が社会的正当性を獲得するには何らかの理論的な基準が必要である。コモنزはこれを「実質価値」と呼び、A. スミス以来の経済学の価値論はこれをめぐる議論だとする。しかし財産の社会的概念の拡張とともに従来の価値論が妥当しなくなったということで、Commons [1934] では効率性・稀少性・将来性に着目する「適正価値」論が提示される。

では「引き落とし貨幣」(預金通貨) はどう位置づけられるか。上の定式において信用供与者が銀行であるとき、銀行は預金という債務を創出して貸付を行う (W' - G' を先取りする短期の商業債務についてはここでは扱わない)。このことが可能なのは、債務の譲渡性が法や慣

習により確立され、貸付債権および預金債権が「無体財産」とされその権利行使が法的に正当化されていることによる。預金は「過去に支払期日が来た銀行の債務」(ibid., p.449)とされ、企業はこれを無体財産として保有するのではなく、もっぱら生産的資産購入の支払手段(購買手段も広く支払手段と規定される)として入手する。企業にとって預金は無形財産である。預金が貨幣であるのは、慣習によってその取引完了性(完了とは債務の解消のこと)が社会的に承認されていることによる。預金を「貨幣」と見なすメルクマールは「期間割引をまったくこうむらない」(ibid.)ことに求められる。信用市場(「債務市場」と呼ばれる)の価格である利率は、将来性(「債務-支払からの将来の収入」)を基準として形成される。

II. コモンズの貨幣制度説

Commons [1934]においては、「引き落とし貨幣」が支配的な貨幣形態である事実を確認したうえで、その社会的歴史的意味が探られていく。それが、クナップの「支払共同体」論を引き継ぐコモンズのITMである。コモンズは、金属主義者が硬貨の素材という貨幣の「死体」しか扱わないのに対して、クナップは「硬貨の使用を規制する法的な規定に宿る」貨幣の「魂」から貨幣の本質を明らかにした、と高く評価する(ibid., p.458)。要するに、支払手段(債務の解消手段)としての貨幣の在り方は、債務の創造・譲渡・解消を枠づけるルール(法や慣習)によって規定されるので、貨幣の本質はその素材にでなく、その制度的特性に求めるべきだ、というのである。

(1) 制度、集团的行動、主権

まず「取引」を取り巻く諸制度について説明

しておきたい。コモンズは、「所有権、法的な測定単位、債務の創造・譲渡・解消を導入すること」(ibid., p.438)により資本主義市場システムにおける「取引」を分析している。「法的な測定」単位のうち名目価値を測定するのは貨幣の価値標準機能である。「債務の創造・譲渡・解消」には貨幣の支払手段機能が関わる。貨幣は「その現代の意味において、取引から生じる債務の創造、譲渡可能性、解消に関する社会制度である」(ibid., p.513; 傍点原文イタリック、以下同じ)。交換を媒介する「流通手段」は二次的な機能とされる。「仮に測定に値する時間の経過なしに支払がなされるならば、われわれは、それを購買または販売と名づける……。このように、貨幣は、二次的には交換の媒介であるが、それは一次的には債務を創造し、移転し、消滅させる社会的手段である」(ibid.)。支払手段機能を中心的に果たすのが、無体財産としての銀行預金(引き落とし貨幣)とされる。

「取引」を枠づけるこれらの制度は、一連の集团的行動すなわち「国家や商業会議所または商工会議所、あるいは判決や商事仲裁のための組織を設立する同様の団体といった集团的行動」(p.439)を前提としている。集团的行動は、法や慣習によってルールを作り上げるだけでなく、それが遵守されないときに強制(ないし制裁)を行使することによって、諸制度に実効性を与える。物理力により制裁を加える国家の集团的行動が主^{ソフリンティ}権であり、経済力により制裁を加える民間の集团的行動は、国家から制裁の^{パワー}権力(ないし権限)が委ねられたものとされる¹。「取引」の制度は、法と社会慣習により正当化され、物理的・経済的な制裁によって実効化されるとされる。

(2) クナップの支払共同体論に関するコモنزの解釈

では、制度の一部である「引き落とし貨幣」はどう把握されるか。コモنزは、「将来性」章第2節で、貨幣の通念には現れない「社会学的観念」を明らかにしたクナップの支払共同体論 (Knapp [1905]) に注目する。「将来性」章では、第1節で債務の譲渡性に関するマクラウド説、第3節で債務の創造に関するホートレー説が、そして第2節で債務の解消に関するクナップ説が扱われる。支払手段とは債務の解消手段であり、第2節のクナップ解釈の中でITMが提示される。コモنزは、「貨幣の制度的リアリティリアリティ 現実とは、義務と債務であり、支払いと履行の共同体 (pay-and-performance communities) による、債務からの解放と解消である」(ibid., p.472) と述べる²。この文脈の中で貨幣を議論しようとするのがITMである。

彼のクナップ解釈を見る前に、売買交渉取引に関する分析を見ておきたい。彼は売買交渉取引を所有権の交換であるとし、そこには、稀少性に基づく交渉力の差異ゆえに利害の対立が発生するが、集団的な調整(法や慣習に基づく制度化)による対立の調和の可能性が含まれているとする (ibid., p.242)。この意味で売買交渉取引は「レシプロカル 互惠的關係」(ibid.) である。過程としてのこの取引においては、買い手が貨幣支払いの義務(支払債務)を、売り手が商品引き渡しの義務(履行債務)をそれぞれ遂行する³。ここでの債務は解消可能であり、「債務の解消とは、履行の義務か支払いの義務のどちらかを免れることである」(ibid., p.458)。コモنزは支払共同体が履行共同体と表裏一体であると見なしたうえで、クナップの支払共同体論を解釈していく。

コモنزは、クナップ説の背後には2つの区別があるとみる。第1は、「解消可能な

(releaseable) 債務」(Lytric debts) と「解消不可能な (non-releaseable) 債務」の区別(主要な区別)である。取引から生じるのは前者であり、後者は「共同体の執行力によって……課され強制される」(ibid., p.458)。この点についてコモنزは、クナップが前者を扱っているが、後者から前者への歴史的発展という「文明化の歴史全体」(ibid.) を考察していない、と指摘する。われわれは、解消不可能な債務は前近代の特徴であり、近代における国家主権の確立とともに見られなくなるものと考えがちだ。しかしコモنزは、歴史的にはこの発展が漸進的であったとする。つまり債務解消の手段と方法は徐々に拡大してきたという——「解消の手段と方法は、奴隷と債務者拘禁の廃止、破産法、賃金特例法から、アイルランドにおけるレント契約の廃止、アメリカにおける公益事業契約の廃止、ある期間拘束したり、生涯拘束したりする労働契約を「意志による」契約へ置き換えることによる段階的廃止、現物支払いの禁止と貨幣支払いへの置き換えなど、広範に拡大している」(ibid.)。債務解消の手段や方法のこうした変化は、債務を解消可能にする文明化のためのワーキング・ルールの形成によって進められてきたという。コモنزは、税支払手段としての政府紙幣(国家紙幣)、すなわち(国家に対する)債務の解消手段としての政府紙幣に関するクナップの説明は、ワーキング・ルールの変化の結果(という特殊事例)を扱ったものとする。

第2に、第1の区別に基づいて商品と支払手段の区別(副次的な区別)がなされる。コモنزはまず、一般的な「交換商品」(「商品」に同じ; ここでは例えば銀)は常に「支払手段」であるが、あらゆる「支払手段」が社会的に承認された交換商品であるわけではない、とするクナップの議論 (ibid., p.459-460) を紹介する。紙幣に記される貨幣名である「ポンド」や「ド

ル」は元々の金属重量との結びつきを失っているが、これは貨幣名が金属貨幣（秤量貨幣としての）の重量表示から、「債務支払いのための「通用単位」（*ibid.*, p.460）へと目的が変更されたためだとされる。こうして（商品の）交換手段機能と（貨幣の）支払手段機能とは截然と区別される。そして、通用単位という法的な意味は「慣習から生まれ、後に、国家の司法権の範囲内で、それを普遍的なものとする法に引き継がれた」（*ibid.*）とし、私的な支払共同体（銀行とその顧客から成る）と公的な支払共同体（国家）が区別される。ここで想定されている貨幣の形態は、税支払手段でありながら国内流通もする政府紙幣と、銀行預金すなわち引き落とし貨幣（ただしコモンズは小切手も支払手段と呼ぶことがある）である。法貨規定を与えられた不換中央銀行券はまだ問題となっていない点に注意が必要だ。では、私人間の債務を解消する手段となるのは、政府紙幣かそれとも引き落とし貨幣か——クナップはこのような問題を提起したうえで、税支払いを重視し、租税債務の支払手段である政府紙幣が私人間でも支払手段となるとした（Knapp [1905], Kap.2, Abschn.6; Commons [1934] p.464ff. も参照）。クナップによれば、国家が政府紙幣を「国家によって受領可能かつ支払可能な」通貨の地位に引き上げるとき、立法者としての国家は政府紙幣を税支払い以外の支払いに対しても十分であることを認めるし、それと整合的に裁判官としての国家も係争時に政府紙幣の支払いで十分であると判決する。

コモンズは次のように、クナップの「貨幣国定説」を相対化する⁴。「だがわれわれは歴史的には、二つの要因、つまり既存の制度と国家のアーヴェンシュース緊急性の相対的な重要性を考えるべきである。慣習（前述のような商業銀行）、あるいは法（財務省証券、国法銀行券）のいずれかにより、

信用制度が金属貨幣の古い制度を押しつけ、共同体内で支配的なものとなるとき、支払手段は、税の支払要求よりも、債務支払いの要求によって強く規定されるようになる。と同時に、もし私的な債務の支払い以外の目的をもつ、国家の要求または政策が、私的債務の支払い以外の目的で支配的なものとなっているとすれば、その場合、私的取引における支払手段として使用されるものを規定するのはまさしく、これらの特別な公的要求である」（*ibid.*, p.464）。コモンズは、重要なのは「税か債務かの支払手段を指定するに際して公共目的と私的目的のいずれかが優先されるべきかについての、公共目的と私的目的との区別である」（*ibid.*, p.465）であるとする。「私的目的と共に在るビジネス慣習が優先されるべきなのか、それとも公共目的と共にある政府——立法府、行政府、司法府いずれであれ——の政策が優先されるべきなのだろうか」（*ibid.*）。

クナップの支払共同体論を参照しながら提示されるコモンズのITMは、「解消可能な債務」と支払手段の歴史的な可変性および多様性を議論する概念枠組みを提供しようとするものと言える。以上の考察についてのコモンズ自身によるまとめに注目しておきたい。「ただちに理解されるのは、この「支払手段」あるいは債務からの解放という概念が、原始時代から現代までのすべての集団に適用される普遍的な原理だということである。それらの集団がゴーイング・コンサーンであり続ける限り、この概念は普遍的な原理であるが、債務解消の記号となる手段や遂行に関しては、著しく多様なルールをとまっている」（*ibid.*, p.461）。ここで提示されているプログラムは、債務の形成・返済を様々な人間社会に共通な社会的凝集性の普遍的原理と見なす「生の債務」仮説のプログラムと類似しているように思われる。Aglietta/Oréan [1998]

では、同じ原理が非西欧非近代社会だけでなく
 西欧近代社会においても作用していた（してきた）
 ことが示されている。

(3) 「生の債務」仮説と貨幣制度説

前項で述べたように、ITMは貨幣を制度としてとらえる観点から、支払いと履行の共同体の中での貨幣の機能に注意を向けている。貨幣をその素材や形態から考察することに終始しがちな貨幣学的な研究とは異なり、ITMでは、まず歴史的に可変的な「解消可能な債務」についての考察が重視され、それに基づいて支払手段機能を果たす多様な貨幣形態についての考察が進められる。以下ではITMと類似した視点に立つ「生の債務」仮説に基づく主権貨幣論（STM）を取り上げ、それをITMと関連づけておきたい。

Aglietta/Oréan [1998] には、アルカイック社会における供犠に貨幣の起源を見いだすいくつかの研究成果が収められており、その1つにインド・ヴェーダ社会のダクシナー（祭司への報酬のこと；支払いが関係切断を意味する）に近代貨幣の起源を見いだすMalamoud [1998]（第

1章）がある。これに加えて、近代社会の貨幣を考察したThéret [1998]（第7章）も参考にしつつ、近代貨幣に至る歴史に関するSTMの理解を図式的に示したのが、表1である。 commonsは解消不可能な債務から解消可能な債務への変化を問題にしたが、表1では、「解消可能な債務」の歴史が辿られている。STMでは、債務の創出－解消の繰り返しが社会的凝集性の原理となることが主張され、諸社会の「解消可能な債務」の考察から社会的凝集性のタイプが明らかにされる。主権と個人の関係の変化は、債務のタイプとその解消の方法の変化と相関しているとされ。債務の創出－解消の考察は非近代社会と近代社会の重要な差異を明らかにするとされる。

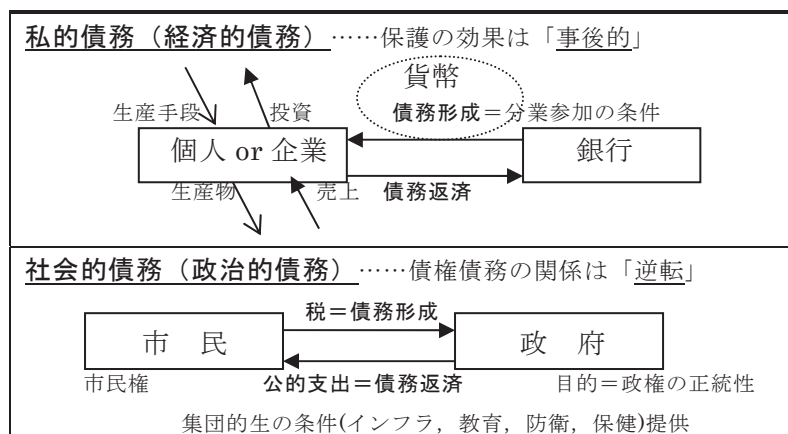
表1のうち近代社会（資本主義社会）に関連して、テレの見解（Théret [1998]）を図1を用いて説明しておきたい。彼はまず、近代社会における債務の二重化（経済的債務と政治的債務）について考察し、近代社会では主権的パワーによる保護^{プロテクション}の在り方が非近代社会と異なること（経済的債務では保護が債務の創出と同時にではなく事後的であり、政治的債務では統

表1：「生の債務」仮説

アルカイック社会 (集権的権力なし)	王権社会 (王の主権、領土主権)	近代社会 (人民主権、領土主権)
貨幣形態：供犠的・宗教的対象： 家畜（牝牛、羊、豚）	铸貨（刻印：供犠対象→国王の肖像）	銀行券（図像：肖像→建築物）
貨幣：・宗教的パワー＋世俗の使用	・王のパワー＋世俗の使用 ・貨幣⇒法・知的抽象化を促進	・社会的分業の事後的パワー ・世俗的・脱領土的使用
生の債務： 		
宗教的 ヒエラルキー 世俗的 ヒエラルキー	宗教的=世俗的 ヒエラルキー	債務の二重化 二元的ヒエラルキー

出所：Aglietta/Orléan [1998] を参考に筆者作成。

図1：近代社会における債務の二重化



出所：Théret [1998] を参考に筆者作成。

治者と個人の債務の方向が逆転する)を明らかにしている。ここでテレは、2つの債務における支払手段の統一性を想定している。コモンズの時代とは異なり、既に政府紙幣の流通は存在せず、中央銀行貨幣（法貨規定を与えられた不換中央銀行券と中央銀行預け金）とそれを準備とする銀行預金が2つの債務の支払いに用いられるとされている。この想定の下に、経済的目的を主に追求する私的主体と政治的目的を主に追求する政府との役割分担、および経済部面（中央銀行制度を含む）による貨幣媒介の提供と政治部面による法媒介の提供とによる互恵的関係が明らかにされている。

以上のように、近代社会の社会的凝集性を解明することを主題とするSTMにあっては、「解消可能な債務」と支払手段についての研究が、近代以前の諸社会へと、そして不換銀行券が専一流通する現代の通貨システムへと拡張されている。回顧的に言えば、「解消可能な債務」と支払手段貨幣の歴史的な可変性および多様性をとらえようとするITMは、STMにつらなる先駆的な理論と言えよう。

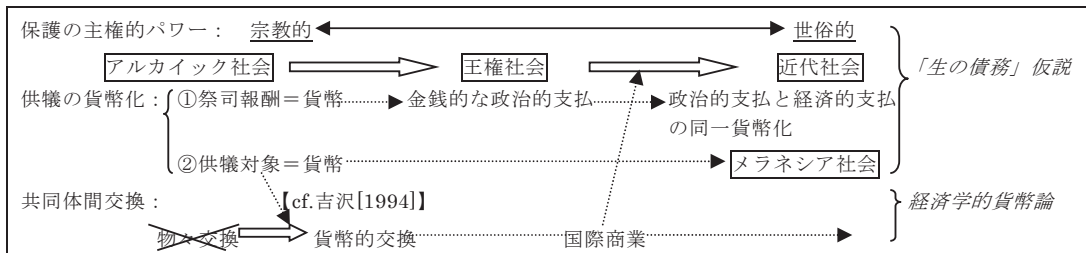
Ⅲ. テレによる貨幣制度説の展開

本節では、テレがグローバリゼーション下の貨幣の現実を念頭におきながら、コモンズの議論をどのように批判的に継承・発展させているかを考察する。主に取り上げるのは、デュトレーヴとの共著論文（Dutraive/Théret [2013]）における貨幣と主権の関係に関する議論、およびThéret [2011]における金融・貨幣と倫理の関係に関する議論である。

（1）貨幣の起源への含意

本題に入る前に、ITMの議論の特色を印象づけるために、貨幣の起源がITMからどう議論されるかを推測しておきたい。現在に至るまで日本では、流通手段としての貨幣の必然性や起源を問う経済学的な議論が盛んである。ここでは、その中で最も優れた成果の1つである吉沢 [1994] の見解を取り上げることが適切と思われる。吉沢氏は人類学や歴史学の先行研究に依拠しながら、物々交換の繰り返しの中で貨幣が創発するとするA.スミス以来の貨幣起源論を非現実的なものと見なしている。吉沢氏は、貨幣の「原型（prime type⁵）」となる観念は人

図2：社会（共同体）との関係から見た貨幣の歴史



出所：筆者作成。

類社会の起源と同じくらい古く⁶、貨幣は共同体内の互酬関係（贈与交換）の中で創発しており、それが共同体間の交換の中で使用されるようになった、と説明する。ここで議論されているのは流通手段としての貨幣である。

これに対して、流通手段を支払手段に包括する I T M では、支払手段としての貨幣の起源を問題にしなければならないことになる。Commons [1934] ではこのような問題は考察されていないので、S T M に立つ Aglietta/Orléan [1998] に基づいて、支払手段機能から見たおおよその貨幣の歴史のイメージを描いておきたい（図2）。ここでは、解消不可能な債務から解消可能な債務への転換が極めて長い歴史過程の中で進行してきたこと、そして支払手段貨幣の変遷は各社会の主権観念の変遷（支払いの技術的効率性の進歩よりもむしろ）と密接に関係していることが考慮されている。

（2）貨幣と主権の関係をめぐって

デュトレヴ／テレは、それ以前は貨幣を単なる媒介^{メディアシオン}と見なしていたコモنزが Commons [1934] になると貨幣を制度⁷として定義するようになったことに注目する。彼らは、人間社会の最初の時代においては未分化だった諸制度が、その後の「封建的局面」になると家族、教会、経済、政治へと差異化するとする。こうした「原型 proto-type となる制度」は「自

らの主権が及ぶ領域をもつ」（Dutraive/Théret [2013] p88）が、では貨幣という制度は主権とどう関係するのか、というのが彼らの関心である。

彼らは、コモنزが近代社会の特徴（二重の債務の創出と解消；民主主義に基づく商業経済への国家の介入）を扱うときに、貨幣が近代的統治の構成要素として組み込まれ政治主権に服するようになった点を認識していながら、貨幣が「潜在的な主権の原理」となる点を見ていなかった、と指摘する。コモنزでは物理的暴力を後ろ盾にした国家（というゴーイング・コンサーン）の集団的行動に「主権」を限定しており（本稿Ⅱ（1）参照）、せいぜい企業が経済的自由の範囲内で管理取引において主権原理を行使するとされるにすぎない（本稿注1参照）。

これに対してテレらは、貨幣（信用貨幣）と主権の関係には次の2つがありうることを主張する⁸。1つは、「法としての貨幣」である。貨幣は主権の一部であり、コモنزの「適正な資本主義」のモデルに対応する。もう1つは、「原型となる制度としての貨幣」である。これは主権そのものであり、「貨幣の主権的権威への昇格が、国家の行政権、立法権、司法権を支配下に置く金融権力に具現される」（*ibid.*, p.108）資本主義の傾向に対応している。

貨幣それ自体が主権をもつかのように見える現象は確かにある。サブプライム危機につな

がったシャドーバンキングの発達や規制を免れたバーチャル貨幣（ビットコイン等）の増殖を見ると、資本主義的市場システムの内部に新たに自律的領域が形成されたかのように見える。貨幣と主権の関係に関する可変性についての彼らの考察は非常に興味深い⁹。

（3）貨幣と倫理的調整

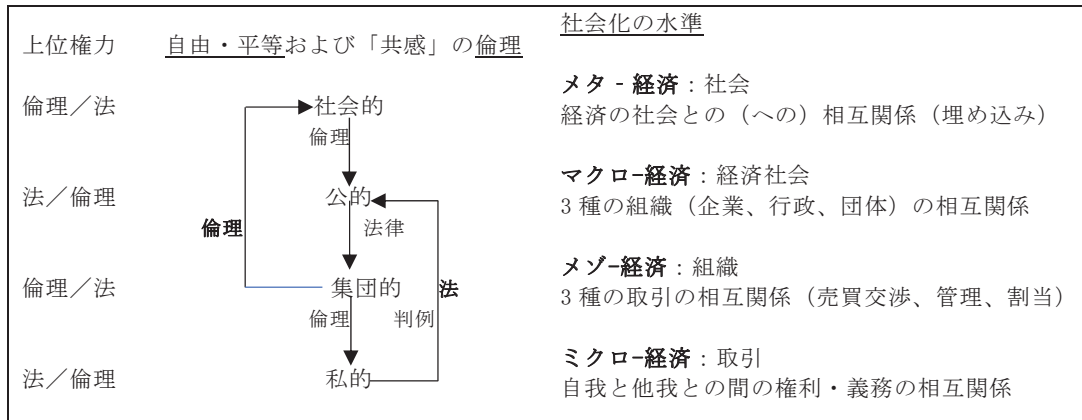
以下、Théret [2011] において金融と倫理の関係がどう考察されているか、その中でITMについてどのような展開があったかを見ていくことにする。ここでテレがコモンズに注目するのは、コモンズが「資本主義経済の動態的機能の分析において、法だけでなく倫理にも中心的位置を与えた類い稀な経済学者の1人」（Théret [2011] p.6）だからだ。法と倫理はどちらも「個人の社会的全体への従属の媒介」（*ibid.*）であり、行動の合理性に関して経済（社会的全体を個別的利害に従属させる）と対立する。一方、法と倫理とは「経済的实践に関する競合的なレギュレーション調整形態」であり、法の力が「物理的暴力の正統的な独占」を後ろ盾とするのに対して、倫理は説得という「意見の力」を動員しその後ろ盾は「集団外への追放の脅威」（*ibid.*）である。また倫理は社会的な諸価値・諸規範の総体であり、社会規範よりも広い概念である¹⁰。法を動員する権力が展開していない世界空間においては、「権威化された取引」ではなく、「倫理的取引」（Commons [1924] p.83）が見いだされる。そのような空間における金融や貨幣の問題については、倫理を通じてどう調整されるかを考えなければならない。

グローバル化と倫理というテーマに関して、世上ではしばしば、利殖術の悪用（貨幣の蓄積を自己目的とすることによって、価値を蓄える貨幣の能力を乱用すること）に対するリストレスの非難が引き合いに出される。ここ

では「倫理」が単純に金^{アルジャン} 銭やグローバル化に對置されるにすぎないが、テレによれば、こうした倫理概念は当時の家計^{オイコス}と都市^{シテ}国家の関係に特殊なものである。近代資本主義社会、すなわち「社会化の多様な制度的水準をもち」「分化を遂げた」社会においては、「多様な社会空間の中で通用する複数の倫理諸形態が存在する」（Théret [2011] p.4）というのである。

テレは社会空間をマイクロ・メゾ・マクロに区別し、それぞれに別種の倫理が作用するとする（各空間は、別種の倫理が「登録された場所」という意味で原領域^{レジストル}（登録簿）と呼ばれる）。諸取引（私的レベル）において作用するのは「マイクロ-倫理」であり、これについては「権威化された取引」と「倫理的（権威化されていない）取引」の区別（前述参照）に対応して、前者においては「法と各取引者の義務との間の相関が保証され」、後者においては倫理は「主観的な権利・義務に関わり」、「強制する権威や権力は存在しない」（*ibid.*, p.7）。後者は「潜在的に革新的な取引における倫理」であるが、「紛争^{コンフリ}が起きるときには権威化を求める」（*ibid.*, p.8）。諸組織内部（集团的レベル）の「メゾ-倫理」は、「集团的意見と組織外追放の制裁を利用するもの」（*ibid.*）である。経済社会（公的レベル）の「マクロ-倫理」は、「行政-政治的、道徳-文化的な諸組織の行動を通じて、諸個人（身体的人格・道徳的人格 [法人]）の経済行動を社会的再生産の必要性に従属させる」ものであり、もしもそうならなければ「もっぱら利己主義的な利害計算が支配的となる」（*ibid.*）。以上に加えて、全体としての社会のレベルに作用する「メタ-倫理」がある。これは「帰属的諸価値と共通の公共善を定義することによって総体社会の全体を拘束する」ものであり、「これらの追求のためには法と経済を縛りつけることも正統的とされる」（*ibid.*）。4つの

図3：経済の社会的調整の4水準を定義する倫理と法の錯綜したヒエラルキー



出所：Théret [2011] p.9。

レベルを考慮して経済の社会的調整（法・倫理による調整）をまとめたものが、図3である。

テレは以上のような分析を適用して、金融の倫理にも4つの原領域があることを見いだしている（以下、*ibid.*, p.9-10による）。まず「マイクロ倫理的原領域」には、権威化されていない金融イノベーション（先物・オプションその他の金融デリバティブ）に関して、主観的な権利・義務による正当化が見いだされる。権威化なしの取引が（盛行の後で）危機に陥るとき、権威化が要求される。「メゾ倫理的原領域」には「金融の専門家の職業倫理」（善行に関する明文化されたコードおよび明文化されていないコード）が見いだされる。ここで「金融の専門家」（*ibid.*, p.9）とは金融業者、証券取引所、国内規制機関および国際規制機関等である。「マクロ倫理的原領域」には「銀行及び金融のリスクに関する連帯責任・分散・保険の諸論理」が見いだされる。これらの論理は「貨幣内生的な理由（金融「商品」発行者間の一連の相互依存によるシステム・リスク）だけでなく、貨幣外生的な理由（金融と経済的生産性の間の、金融と政治権力^{アルジャン}の間のつながり）によって、金銭¹¹

が公共財であり単なる個人的に領有可能な財ではないことを想起させる」（*ibid.*, p.9-10）ものである。個人がマクロ倫理を尊重する理由は次のように説明される。「どの金融業者も、長く支払共同体と共生しようとするならば、利己主義的行動をとるよりもむしろ、自発的にであれ（リスクの分散）、ただ乗り^{フリーライド}リスクを理由としてであれ、自己保証義務（強制保険および最後の貸し手制度）や課税に媒介される形で、支払共同体の要求に服従することが合理的である」（*ibid.*, p.10）。最後に「メタ倫理的原領域」には、「社会帰属を定義する上位諸価値・諸規範の総体としての倫理」（*ibid.*）が作用する。世界空間における金融活動は、国際法という倫理的法（正統的な力の独占を後盾としていない法）を承認することによる限界が課せられる。これは具体的には、「社会権・人権・国民権の一般的に認められた概念系」（*ibid.*）のことである。

では貨幣の倫理的調整とはどのようなものであるか。テレは貨幣制度説（ITM）を発展させて、資本主義社会の「生の債務」が私的債務と社会的債務に二重化していることを定式化した（図1）。ITMの考え方によれば、どちらの債務も「解消可能な債務」であり、それぞれに「支

払手段」が対応している。Théret [2011] においては、一般に社会的債務の支払手段を「財政（公的）通貨」、私的債務の支払手段を「商業的（私的）通貨」と呼んだ上で、資本主義社会においては両者の統一性が確保されねばならないとされる。この点について次のように説明される。「こうした財政（公的）通貨は、商業的（私的）通貨と全く同様に、互いに論理矛盾するそれぞれの合理性によって支配される異質的・自律的な実践諸秩序（経済的、政治的、家庭的）への分化を超えて、社会の^{ユニタリ}一体性が保証されるように、1つの部面から他の部面へと流通することができなければならない」（*ibid.*, p.13）。こうして確立されるのが「通貨レジーム」である。「多様な取引部面に固有な諸通貨の相互間の交換性を可能にすることによって通貨システムを統一する通貨レジームは、他のタイプの社会においてだけでなく近代社会においても、貨幣を社会的全体化の演算子^{オペラトール}にするこれら〔多様な取引部面〕の論理の間の妥協から帰結する」（*ibid.*）。貨幣機能に即して言えば、「すべての貨幣の中心には——それが社会的全体化の演算子である限り——、計算体系の^{ユニシテ}単一性、支払手段発行者の複数性（社会的分化ないし区分化の反映）との間の調整されるべき固有の矛盾が存在」（*ibid.*, p.13-14）し、これを調整するのが「通貨レジーム」ということになる。

そして、「通貨レジーム」の安定に倫理が関係してくる。ここでテレは「貨幣の3信^{コンフィアンス}頼」論を提示していく。まず二重の債務に即して貨幣の信頼の内容を次のように述べる。「通貨^{モネヤージュ}創出の形態がどうあれ、常に貨幣は本来的に信用に基づいているのであり、貨幣は信頼であり……、その価値は、その発行者とその発行ルールの正統性に左右される。それは最終的に、債務／債権の公的循環および私的循環を調和的に起動す

る能力への「社会的^{フォワフ}信仰」（シミアン¹²）に依拠している」（*ibid.*, p.14）。このような信頼に関してテレは①～③の形態を区別する¹³。すなわち、①方法的（ないし依法的）（*méthodique*）信頼は「経済的根拠への方法的、模倣的、ルーティン的な信頼」（英語では *confidence*（信認）、②ヒエラルキー的（*hiérarchique*）信頼は「政治的・法律的根拠へのヒエラルキー的信頼」（英語では *credibility*（信用性）、③倫理的（*éthique*）信頼は「倫理・象徴的根拠への倫理的な信頼」（英語では *trust*（信頼））であるとされる（*ibid.*）¹⁴。

それぞれの信頼について次の説明がわかりやすい。「経済的交換において、誰もが〈自分以外の他人は通貨と同じ価値において受領するだろう〉と期待するがゆえに、その通貨が支払い時にルーティン的に受領されるとき、方法的信頼〔①〕が存在する。信頼喚起を追求する——支払共同体レベルの——集合権力……によって発行者の信用性が担保されているがゆえに通貨が受領されるとき、ヒエラルキー的信頼〔②〕が存在する。倫理的な諸価値および諸規範（貨幣が通用するとされる帰属共同体はこれに依拠している）に則って通貨が分配されるがゆえに、通貨が受領されるとき、倫理的信頼〔③〕が存在する。このことは……ヒエラルキー的権力が正統的であることを含意する」（*ibid.*, p.14-15；下線および〔…〕は引用者による）。

③が「メタ倫理的原領域」に通じるものであることは明らかである。ところが、金融倫理について見たように、ミクロ・メゾ・マクロの社会空間についても倫理は問題になる。以下では、信頼の他の2形態（①②）と倫理の関係についてのテレの説明を見ておきたい。

まず方法的信頼は、「貨幣が流通しうるために必ずしも強制通用力をもつ必要がないことを含意」しており、「ミクロ倫理的原領域」——特にコモンズのいう「倫理的取引」——に関わ

る信頼である (*ibid.*, p.15)。中央銀行制度が確立する以前の民間債券銀行制度や、金融イノベーションに基づく民間ベースの支払手段（金融デリバティブや暗号通貨）の発行・流通は、方法的信頼のみによって存立している¹⁵。こうした支払手段貨幣についてテレは次のように説明している。「一定の支払諸手段（場合によっては偽造通貨）は、支払共同体内の合意による採用のみに基づいて流通している。この採用は、不使用が支払共同体からの排除を意味することに基づいている」 (*ibid.*)。

方法的信頼は、「機能不全や異議申し立て」が起こり、「ヒエラルキー的に貿易業者よりも上位にある権力の介入をとまなう法的手段に訴えられるとき、崩壊する」 (*ibid.*)。この状況がヒエラルキー的の信頼の源泉となる。これ自体は法的調整であるが、テレによれば、「倫理に関するコモンズ概念系は、メゾおよびマクロ形態の下にここでも倫理が展開される」 (*ibid.*, p.16) ことを含意している。まず「メゾ倫理的原領域」に相当するのは、「貨幣に関する主権的権力を保有する諸機関」すなわち中央銀行（ないし通貨当局）とその行動である。これは「固有の鑑定評価^{エクスベルティーズ}や職業倫理のメゾ倫理的基準に基づいて他の主権的諸権力からの自律性を正当化しなければならぬ専門化した組織」 (*ibid.*) だとされる¹⁶。次に「マクロ倫理的原領域」は、通貨当局^{オトリテ}＝権威の下での諸支払手段の発行者の行動に関係している。銀行等の支払手段発行諸機関の個別的行動が、「公共財および計算共同体への帰属の演算子としての貨幣という^{トク}全体」 (*ibid.*) に従属しているというのが、ここでのマクロ倫理的論理である。テレは、ヒエラルキー的の信頼で問題になっているのが法的調整だけでなく倫理的調整でもあるのは、「中央銀行によって制定されるルールが、それが法的に確立した抑圧的権力を利用するがゆえに尊

重されるだけではなく、少なくとも銀行家共同体（ここではルールはシステムの出現およびその成員にとって完全に合理的であるように見えている）の一部の意志的参加によっても尊重されている」 (*ibid.*) がゆえである。要するに、ヒエラルキー的の信頼は「コモンズの意味のメゾおよびマクロ倫理を動員するのである」 (*ibid.*)。

このようにテレによれば、方法的信頼・ヒエラルキー信頼の確立には倫理的調整が関与する。方法的信頼がうまくいかないときヒエラルキー的の信頼が求められ、ヒエラルキー的の信頼はメゾ・マクロ倫理を動員する。また、ヒエラルキー的の信頼がうまくいかないとき倫理的信頼が求められ、倫理的信頼はメタ倫理を動員する。貨幣と倫理の関係についてテレは次のように要約している。「こうして近代貨幣の二重の両義性——流通（フロー貨幣）vs. 準備（金銭）と公的（財政的）vs. 私的（商業的）——は、あらゆる貨幣の二重の本性——社会的全体化の演算子でもあり信頼の行為でもある——と結合することによって、端から端まで倫理に貫かれた現象を作り出す。貨幣の信頼がコモンズの区別した倫理の4原領域を動員する結果、貨幣は経済・倫理・法を非常に緊密に相関させるようになる」 (*ibid.*)。

IV. 結論

本報告の考察から引き出される結論は、以下の通りである。

1) コモンズの貨幣制度説 (ITM) は、クナップの支払共同体論から「解消可能な債務」と支払手段の総体を制度としてとらえるアイデアを受け継ぎつつ、「解消可能な債務」と支払手段に関するクナップの考察の相対的狭さを批判することを内容としている。コモンズは「解消可能な債務」を歴史的に可変的なものととらえる

とともに、支払手段の選択（政府紙幣か預金通貨か）に関しては、公的目的と私的目的のどちらを優先するかが重要になるとする。

2) ITMは、制度としての貨幣が、権力—権威—主権—諸信念・諸欲求という連鎖構造をもつことを示している。支払手段とは商品所有権を手放させる手段（権力）であり、それに対応するワーキングルール（法や社会慣習）に社会的正当性（権威）を与えるのは、集団的行動（主権）である。「コモンズは、諸々の信念や欲求こそが主権の根拠となることをほのめかしている」(Dutraive/Théret [2013] p.94)。貨幣の権力の安定は、「権威—主権—諸信念・諸欲求」の在り方に依存している。

3) 主権貨幣論 (STM) は、諸社会の社会的凝集性のタイプを研究するために、「解消可能な債務」を考察する社会の範囲を非西欧非近代へと拡大するとともに、私的債務（経済的債務）と社会的債務（政治的債務）の両者が同一の支払手段（不換中央銀行券）によって解消される現代の貨幣制度を研究対象としている。「生の債務」仮説に基づくSTMの議論は、ITMの適用先を拡大したものと言える。こうして、クナップ—コモンズ—STMというITMの系譜が見いだされる。

4) テレは、「権威化された取引」と「倫理的取引」に関するコモンズの議論に基づいて、法的調整^{レギュレーション}／倫理的調整^{レギュレーション}および社会空間別の倫理（ミクロ・メゾ・マクロ・メタ）の概念を練り上げ、これを「貨幣の3信頼」論に適用し、貨幣の信頼と倫理の関係を定式化した。「貨幣の3信頼」論は「生の債務」仮説に結びついていることからして、こうした定式化は、コモンズのITMをコモンズ自身の経済・法・倫理の議論を用いながら深化させる試みと言えよう。

参考文献

- Aglietta, M. / A. Orléan (eds.) [1998] *La monnaie souveraine*, Paris, Odile Jacob. (坂口明義監訳、中野佳裕・中原隆幸訳『貨幣主権論』藤原書店、2013年)
- Commons, J. R. [1924] *Legal Foundations of Capitalism*, New York, Transaction Books.
- Commons, J. R. [1934] *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New York, Macmillan. (『制度経済学——政治経済学におけるその位置』ナカニシヤ出版、上巻(中原隆幸訳)2015年、中巻(宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳)2019年、下巻(宇仁宏幸・北川亘太訳)2019年)
- Commons, J. R. [1950] *The Economics of Collective Action*, New York, Macmillan. (春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店、1958年)
- Dutraive, V. / B. Théret [2013] “Souveraineté politique et souveraine monétaire : une interpretation à partir de l’œuvre de J. R. Commons”, *mimeo*. (中原隆幸訳「政治主権と貨幣主権——J.R. コモンズの著作からの一解釈」『経済論叢』(京都大学)第187巻第1号、2013年7月)
- Knapp, G.F. [1905] *Staatliche Theorie des Geldes*, Leipzig. (宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』岩波書店、1922年)
- Malamoud, Ch. [1998] “Le paiement des actes rituels dans l’Inde védique”. In : Aglietta/ Orléan [1998] p.35-52.
- Martin, F. [2013] *Money: The Unauthorised Biography*, Bodley Head. (遠藤真美訳『21世紀の貨幣論』東洋経済新報社、2014年)
- Polanyi, K. [1977] *The Livelihood of Man*, Academic Press. (『人間の経済Ⅰ』(玉野井芳郎・栗本慎一郎訳)、『人間の経済Ⅱ』(玉野井芳郎・中野忠訳)、岩波書店、1980年)
- Théret, B. [1998] “De la dualité des dettes et de la monnaie dans les sociétés salariales”, In : Aglietta/ Orléan [1998] p.253-287.
- Théret, B. [2008] “Les trois états de la monnaie. Approche interdisciplinaire du fait monétaire”, *Revue économique*, 59 (4).
- Théret, B. [2009] “Monnaie et dettes de vie”,

L'Homme, 190.

Théret, B. [2011] “L'argent de la mondialisation: en quoi pose-t-il des problèmes éthiques? Un point de vue réglementariste commonsien”, *Chaire Éthique et Finance | Cahier de recherche*, 2011-02.

Théret, B. [2014] “Philosophies politiques de la monnaie : une comparaison de Hobbes, Locke et Fichte”, *Æconomia*, 4 (4).

宇仁宏幸・坂口明義・遠山弘徳・鍋島直樹 [2010] 『入門社会経済学——資本主義を理解する [第2版]』ナカニシヤ出版。

北川亘太 [2017] 「J.R. コモンズ制度経済学における信用制度と統治——信用貨幣の内生説の観点から」『経済論集』（関西大学）第67巻第3号。

中原隆幸 [2010] 『対立と調整の政治経済学——社会的なるもののレギュレーション』ナカニシヤ出版。

中原隆幸 [2014] 「政治主権と貨幣主権のレギュレーション——J.R. コモンズの主権概念を中心に」『日仏経済学会年報』第29巻。

フィヒテ, J.G. [1800] 「閉鎖商業国家」（神山伸弘訳）、『フィヒテ全集・第16巻』哲書房、2013年。

ホップズ, T. [1651] 『リヴァイアサン』（水田洋訳）、岩波文庫、(1)～(4)、1992-1993年。

吉沢英成 [1994] 『貨幣と象徴——経済社会の原型を求めて』ちくま学芸文庫。

ロック, J. [1691] 『利子・貨幣論』（田中正司・竹本洋訳）、東京大学出版会、1978年。

* 本稿は、JSPS 科研費 JP18K01530 の助成を受けたものであり、また、専修大学平成30年度長期在外研究員の研究成果の一部である。

¹ コモンズはバーリ／ミーンズ『近代株式会社と私有財産』（1932年）を論じる中で、同書で「言及されている「近代国家」または「政治力」は、政府役人で構成されている委員会へ権限を委譲することに焦点づけられている。しかるに「新経済国家」または「経済力」は、会社の重役が役員である私的会社に、これに相応する権

限の委譲がされる」（Commons [1950] 邦訳 p.341）と注釈している。

² コモンズはクナップを高く評価しながらも経済学的な考察が不十分だとして他の経済学者を取り上げていく（Commons [1934] 第3章 §3以降）のだが、本稿では、ともかくもコモンズがクナップを高く評価した点に注目している。

³ また売り手は貨幣を獲得するのに「使用価値の所有権の譲渡」というコストを支出し、買い手は商品を獲得するのに「譲渡手段である貨幣の所有権の譲渡」（*ibid.*, p.278）というコストを支出する、とされる。こうしたコストは「専有的コスト」ないし「制度的コスト」と呼ばれる。

⁴ 預金通貨の債務支払機能を支える集団の行動による強制に関して、クナップが国家の法的強制力のみに着目するのに対して、コモンズはそれに加えて慣習的な経済的強制力にも着目していた（北川 [2017] p.283-285参照）。

⁵ 吉沢 [1994] p.333。

⁶ 最近よく言及されるのは、古代メソポタミアのクレイトークンが文明化以前のギリシャに伝わって貨幣を生み出したという史実である（Martin [2013] 邦訳 p.58-68参照）。Polanyi [1977] 邦訳 I、p.192-193も参照。

⁷ デュトレーヴ／テレは「原型となる制度としての貨幣」を「貨幣の3状態」（*incorporé, objectif, institutionnalisé*）によって表している（Dutraive/Théret [2013] p.100；より詳しくはThéret [2008]参照）。

⁸ Dutraive/Théret [2013] p.100-101。中原 [2014] p.67-68も参照。

⁹ Théret [2014] では、3人の政治哲学者（ホップズ [1651]、ロック [1691]、フィヒテ [1800]）による貨幣の取り扱いが検討されている。その中でテレは、ロックが貨幣それ自体を主権と見なしていたのに対して、フィヒテは国民の安全を目的とする貨幣論を展開していたとして、フィヒテを積極的に評価している。またフィヒテの遺産はA.H. ミュラーに受け継がれ、「貨幣に関するフィヒテおよびその後のミュラーのアイデアは、ジンメル、マックス・ウェーバー、クナップ、ケインズ、コモンズの貨幣論だけでなく、今日の制度的な貨幣論の先駆にもなった」（p.584）とされる。

- ¹⁰ テレの「象徴的媒介」は、法・貨幣・イデオロギー、あるいは法・貨幣・言説の組み合わせによって提示されてきたが、当初は象徴的媒介としての貨幣の機能が研究の中心であり、他の象徴的媒介の機能については詳しく分析されてこなかった（中原 [2010] p.74, p.100-101 参照）。研究の進展とともに、「イデオロギー」や「言説」ではなく「倫理」の用語が用いられるようになったと推測される。
- ¹¹ Thérét [2011] では、経済学で通常扱われる一般的な貨幣（計算単位+支払手段）を *monnaie*、資本主義の貨幣（2機能に加えて価値準備にも使用される貨幣；資金ないし資産としての貨幣）を *argent* と呼んでいる。本稿では原則として前者に「貨幣」、後者に「金銭」という訳語を当ててある。
- ¹² フランスの社会学者 François Simiand (1873-1935年) が遺した言葉としてよく引用されるが、詳細な典拠は不明。
- ¹³ もともとは Aglietta/Orléan [1998] の「序説」（共著者全員の署名がある）で提示されたもの。簡潔な解説としては宇仁他 [2010] p.143-144 参照。
- ¹⁴ テレは M. モースの「社会的事実」という概念を承けて「貨幣的事実」「社会的事実としての貨幣」を研究対象とすることを表明しているが、ここでは貨幣的事実が「経済的事実（支払手段の生産・流通の一般経済）」、「政治的事実（(i) 計算単位を指名し計算体系を定める権限をめぐる、(ii) 支払手段の創出の法的または倫理的調整をめぐるコンフリクトと制度化された妥協）」、そして「象徴的事実（貨幣言語、計算・支払共同体についての、そして通貨ゲームのルールを正統化する主権についての倫理的表象）」（Thérét [2011] p.12）の複合として把握されているのである。
- ¹⁵ Thérét [2011] の後半（p.17-34）では、金融デリバティブ（先物・オプション・スワップ等）の拡大にともなう国際通貨の存立問題が3信頼論から考察されているが、本稿では「3信頼論」の枠組みを紹介するにとどめたい。
- ¹⁶ プレトンウッズ時代にはこの信頼がもっぱら法に依拠しているように見えたが、その理由は「中央銀行が単に国民化されているだけでなく、国家の中に溶け込んでいいる」（Thérét [2011] p.16）からだとされる。しかし、集権化が行き過ぎたときには、メゾ倫理の重要性が浮上してくる。「集権化したレジームの極端なケースにおいては、貨幣への信頼は中央国家への、およびその政府の政策への信頼と混同される。そして、政府の政策への信頼は決して満場一致では共有されておらず、常に党派的なものであるの、このタイプのヒエラルキーの信頼は安定的であることができない。それゆえ、一般に、ヒエラルキーの信頼はメゾ倫理的基礎にも依拠しなければならないのである」（*ibid.*）。